

『朱氏産婆論』 附録から読み解く、 止むを得ない時に求められていた明治期産婆の役割

有本梨花¹、滝川由香里²、宮下ルリ子³、嶋澤恭子⁴、藤井ひろみ⁵

¹はな助産所, ²長崎短期大学, ³県立広島大学助産学専攻科, ⁴神戸市看護大学, ⁵大手前大学国際看護学部
キーワード：助産師、産婆、朱氏産婆論、役割

Examining the role of the midwives in an emergency during the Meiji era: based on the appendix of “Shushi Sanbaron”

Rika Arimoto¹, Yukari Takigawa², Ruriko Miyashita³, Kyoko Shimazawa⁴, Hiromi Fujii⁵

¹Hana Maternity Home, ²Nagasaki Junior College, ³Prefectural University of Hiroshima,

⁴Kobe City College of Nursing, ⁵Otemae University

Key Words: midwife, sanba, Shushi Sanbaron, role

要旨

『朱氏産婆論』はドイツの産科医ベルンハルト・シュルツェ氏著書の“Lehrbuch der Hebammenkunst”を山崎元脩が東京府の公的な資金で翻訳したものである。これは、明治初期から産婆の教科書として用いられ、現代に至るまでの産婆の教育方法と教育内容に影響を与えたと考えられている。その翻訳に際しては、訳者の内的意図に応じた改変があったことが先行研究によって指摘されている（月澤，2015）。特に『朱氏産婆論』巻之八は主に臨時応急の対応について記されており、原著には一切記載されていない内容である。そこで本研究は、止むを得ない時に明治期の産婆に求められていた役割を『朱氏産婆論』附録から探究することを目的に行った。研究方法は、山崎元脩翻訳版の『朱氏産婆論』巻之八を『産婆學雑誌』の現代語訳集を参考に解釈し、そこから当時の止むを得ない状況下にあるときの産婆に求められていた技や役割に関する部分を史料から抽出し、明治期にみられる役割がどのようなものであったのかを検討した。その結果、当時の産婆にもとめられていた役割は「異常時の対応において、根拠をもって対応すること」、「産婦とその家族に適切な説明を行い、協力して異常時の対応にあたること」、「産婆の手指を巧みに用いて事象を判断し、術を行う時期を的確に判断すること」であった。

Abstract

“Shushi Sanbaron,” the original version of “Lehrbuch der Hebammenkunst,” was written by Dr. Bernhard Sigmund Schultze and translated into Japanese using public funds by Genyu Yamazaki. It has been reported that the subsequent education of midwives in Japan was greatly influenced by “Shushi Sanbaron.” Previous research has reported that some parts of the translation were changed after the incorporation of Yamazaki’s considerations.

This study aimed to examine the role of midwives in an emergency during the Meiji era based on the appendix of “Shushi Sanbaron.”

We extracted the part related to the role of midwives from “Shushi Sanbaron.” Based on this, we explored the role of midwives in the Meiji era from the “Sanba-gaku-zasshi.”

The results identified the following roles played by the midwives from the Meiji era in an emergency: 1) “practice midwifery care based on evidence,” 2) “explain midwifery care to the women and their families,” and 3) “judge anomalies by their own hands and provide timely midwifery care.”

I. 緒言

1874（明治7）年、文部省より発布された医制76条により産婆の資格、職分が規定され、これにより産婆と医師との業務が法的に区別された。そして、医制の発布後の1877（明治10）年、内務省免許産婆育成の使用テキストとして『朱氏産婆論』が翻訳・刊行され各府県へ

配布・普及がなされた。この『朱氏産婆論』は、ドイツのイェーナ府大学の教授であったシュルツェ氏著書の“Lehrbuch der Hebammenkunst”を山崎元脩が東京府の資金で翻訳した。この翻訳版は公的な資金で東京府により各省庁や府県に寄贈され、全国へ組織的に公的な経路を経て伝播された。そして現代に至るまでの産婆の教育方法と教育内容を規定したものといわれている（高橋，1990）。

翻訳は原著と同様に医師と産婆の職務の境界が強調

され、産婆の知識・技術は、産科医には及ばず、異常産においては産科医を要請し、産科医の指示に従って補助をするべきことが強調して記載されている一方で、産婆に高度な知識と技術の習得を要求するといった矛盾した内容となっている（月澤, 2015）。そして、月澤によるとこの翻訳書には、原著にはない内容が大幅に加筆されている。ドイツ語原著では巻七と附録で構成されているが、翻訳書では原著の附録部分が巻之八となり、新たに別内容の附録が追加され非常に多くの頁数が割かれている。この追加された部分は、明治初期の医師によって編纂し直された編訳書であり、訳者山崎元脩の内的意図に応じた改変であったことが月澤によって見いだされている（月澤, 2015）。原著には書かれていなかった、巻之八の附録には、【止むを得ざるとき産婆の行うて可なる手術を論ず】といった、異常時に止むを得ず産婆が行うことができた手法について記載されていた。

現代においても、保健師助産師看護師法第三十八条で異常妊産婦等の処置禁止として「助産師は、妊婦、産婦、じよく婦、胎児又は新生児に異常があると認めるときは、医診療を求めさせることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。ただし、臨時応急の手当については、この限りではない。」と定められている。分娩の異常時に助産師は医師の診療を求め、主治の医師の指示があった場合のほかには、診療機器を使用し、医薬品を授与等といった医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないが、臨時応急の手当をすることはさしつかえないものとされており（青木, 2002）、助産師の職務が法的に決められている。この職業区分はすでに医制によって定められていた。医制第五十一条に書かれた『産婆は産科医や内・外科医の指示を得ずして勝手に手を下してはいけない、産科機器を使用してはいけない』という規定が医師と産婆の社会関係における基本的性格を形づくることになったと言われている（大出, 2008）。このことから医師の指示により、産婆の業を行うことは明治初期において既に決められていたことが分かる。そして『朱氏産婆論』においても医師の指示において産婆が活動することが記されている。月澤は、『朱氏産婆論』では産婆の知識・技術は産科医には及ばないことを自ら認識し、産科医の指示に忍従することを強く強調される背景があり、このような批判的吟味が許されない場においては産婆が「理」を追求する姿勢が育

たなかったのではないか」（月澤, 2015, p.388）と述べている。しかし、『朱氏産婆論』巻之八には止むを得ない時における産婆に行ってほしい高度な技術が記されているのも事実である。本研究は、『朱氏産婆論』巻之八付録を読み解き、明治期の臨時応急における産婆の役割と専門性を見出し、止むを得ないときに求められていた産婆の役割を考察することを目的に行った。

II. 研究方法

『朱氏産婆論』巻之八附録に記載されている【止むを得ざるとき産婆の行うて可なる手術】を現代語訳し読解した。そして当時の産婆に求められていた技や役割に関する部分を史料から抽出した。原本にはない加筆された部分（附録）を、想像では記述し得ない具体的な記述であるかどうか、当時の産婆の実際の姿を映したものと捉えられるかどうかという視点で明治期に発刊された『産婆學雜誌』の現代語訳集（産婆学雑誌研究会, 2017, 2019）を参考に解釈し、その帰結として、明治期にみられる止むを得ない状況下にあるときの産婆の役割がどのようなものであったのかを検討した。

III. 結果

『朱氏産婆論』巻之八に記載していた内容、止むを得ない時に行われていた産婆の役割について以下のことが明らかとなった。なお、『朱氏産婆論』の原本から抜粋した箇所は【】で表す。

1) 『朱氏産婆論』巻之八附録に記載していること

『朱氏産婆論』巻之八附録の翻訳から追記された箇所は総計 66 頁から構成され、24 條に分けて【止むを得ざるとき産婆の行ふて可なる手術】について論じられており、その中には分娩時の横位、斜位における「術」について詳細に記されている。五百三十九條の冒頭には【凡そ産科の手術は頗る困難なるのみならず母子に対して極めて危険なるが故に此の術を全く巧みに行わんと欲せば最も熟練せざる可らず例ひ熟練せし手術家とも其の關係の困難なるが為に毎回完全の成效を得るは難し】（山崎, 1878, p.53）とあり、この術が非常に高度で、熟練した産婆でないと成功に導きだすことが難しいことが記載されている。しかしこの術は、

止むを得ざるとき産婆が行っていた術であり、明治初期にはこの技術は熟練した産婆に託されていた。また、熟練していない産婆においては【この術の容易に行ふべからざる事素より論ず…然れども容易に産科医を招くこと能わざる土地においてその分娩を自然に委ぬれば母子の生命に危機なるか或いは手術の時期^{おくれ}後るるが為に眼前母子を失ふべきか如き時に際して右の手術を行ふは最も緊要の件たり】(山崎, 1878, p. 54) と述べられており、容易にこの術は行ってはならないが、産科医がすぐ来れない状況(土地)で分娩の自然な経過に委ねた場合に母子の命が本当に危ない時は緊急の件

として行うとされている。

五百四十條では【臍帯復帰術】、五百四十一條では【脱出せる四肢の復帰術】、五百四十二條から五百五十四條までは【回転術】、五百五十五條から五百六十一條までは【胎児を挽出して分産せしむる法】について、五百六十二條は【胎盤の人工剥離術】について、その術のありようや術を行う前の注意点について詳細に記載されている(表1)。

特に「回転術」についての内容は33頁にわたって記述され附録の大半を占めていた。

表1 朱氏産婆論卷之八 附録目次

條番号	頁数	内容
539	53-55	やむを得ざる時産婆の行うて可なる手術についての前書き
540	55-58	臍帯復帰術
541	59-60	脱出せる四肢の復帰術
542	60-61	回転術
543	61-65	外回転術
544	65-66	内回転術
545	66-69	内回転術にて足附位置を取らしむるの法
546	69-71	この回転術を行う難易および術後産婦及び生児の予後について
547	71-73	内回転術の準備
548	73-74	(第一) 恰好なる景況に於いて足附位を回転する手術
549	74-78	内回転術の第一期作用
550	78-80	回転術の第二期作用
551	80-82	回転術の第三期作用
552	82-84	(第二) 困難なる景況において施す足附回転術 (其一) 子宮口開大の不全
553	84-89	(其二) 羊水流出の過早
554	89-93	(其三) 胎児の不適當なる位置 (其四) 胎盤位置の不正
555	93-96	胎児を挽出して分産せしむる法 (第一) 児足をもって胎児を挽出する手術
556	96-99	横位および斜位に於ての挽出法の予備について この條の末尾には胎児挽出は557條から560條に記載される4期の作用(第一期:足を握りて児体を臍帯まで挽出する作用、第二期:緊張しうる臍帯を弛め軀幹を肩甲部まで挽出する作用、第三期:手を挽出する作用、第四期:頭蓋を挽出する作用によって成就できると記載されている
557	99-103	第一期の作用
558	103-105	第二期の作用
559	106-110	第三期の作用
560	110-113	第四期の作用
561	113-115	(第二) 尾骶位置に於いて胎児を挽出する手術
562	115-119	胎盤の人工剥離術

(注1) 『朱氏産婆論』の各條の冒頭で記載されている見出しから抜粋し作成

(注2) 539條の冒頭は見出しがなく本文から始まるため、著者により編集し表示した

(注3) 546條の冒頭には見出しがなく本文から始まるため、著者により編集し表示した

(注4) 556條の冒頭には見出しがなく本文から始まるため、著者により編集し表示した

2) 【臍帯復帰術】 および 【脱出せる四肢の復帰術】 から読み解く産婆に求められていた術と役割

五百四十條には臍帯復帰術に関して【此手術は唯^{ただ}臍帯の児頭^こに沿^{さいたいけいてい}て脱出せるときのみ行^{たい}うべし。但し臍帯係蹄^{さいたいけいてい}の短き者には少なくとも子宮口内にて自由に二指を容るべきとき、又長き臍帯係蹄^{さいたいけいてい}に於ては子宮口全く開大弛緩せる時にあらざれば行^{しかのみならず}ふべからず。加之児頭も骨盤内口に於て運動し得べき者ならざる可^{べか}らず。乃ち此手術を行^{すなわ}ふには・産婦^{はいこう}に背靠位置を取らしめ仙骨部には枕を入れて・】(山崎,1878, p.55) といったように、臍帯の脱出が短い場合は子宮口が二指開大している状態で行い、臍帯脱出が長い場合は子宮口が全開大し弛緩した状態で行い、加えて児頭の位置が高い位置で実施するべきであると、行^{すなわ}うべき正確な時期が記載されていた。また実施する時期の後には「乃ち」と前置きの後に、さらに児頭を高くするために枕を用いて骨盤高位にして施術する必要性が記載されており、読み手の理解が深められるような補足の説明が記載されていた。五百四十一條の【脱出せる四肢の復帰術】についても同様に【この手術は唯頭蓋位置の分娩に於て行^{すなわ}うべき】、【子宮口は少なくとも二指を容るべき開大をなし児頭未だ骨盤内に下行せざる前に行^{かこう}ふべき】(山崎,1878, p.59) とあり、実施するべき時期について記載されていた。また、この術をするにあたり同様に【但し左右上肢の肘関節まで脱せしとき或は下肢の児頭より低く脱せしときは此手術通常効果を奏せず】(山崎,1878, p.59) とし、この術をおこなう条件の後に「但し」と前置きをし、この術の効果が無い状況についても明確に述べられていた。

3) 五百四十二條から五百五十四條に記載されている【回転術】から読み解く産婆に求められていた術と役割

回転術は五百四十二條には【只腹壁^{ただふくへき}に用ふる外作用のみにて成就することあり。或は子宮内に手を入れざる可^{べか}らざることなり。故に回転術に内外二種の區別あり】(山崎,1878, p.60) とあり、外回転術と内回転術の二種があることが述べられていた。

外回転術を行うには五百四十三條に【産婦の腹壁薄くして弛緩し且つ疼痛なく膀胱は空虚し子宮も弛緩して疼痛なく且つ羊水の分量適宜ならざる可^{べか}らず。若し羊水の最も少きか或は已^{すで}に全く之を漏失して胎

児運動し得ざる者には行^{べか}ふ可^{べか}らず。又羊水の量甚だ過多なれば腹壁より充分の力ら胎児に及ばずこと能^{しかのみならず}はず加之例え一回縦位に回転し得るも暫時にして再び横位に変することあり。故に此手術は到底卵膜未だに破れずして中等の羊水を保ち子宮は陣痛休憩間に永く弛緩せるときにのみ行^{べか}ふことを得る者と知るべし】(山崎,1878, p.62) とあり、外回転術を行う前は羊水量に注意を払うことや何故中等量の羊水量が必要であるかの根拠と、その根拠を産婆が理解することについて示されていた。

内回転術を実施する条件として【第一産道充分に^{ひろ}闊くして産母に毫も害を起すことなく手を送入すべきこと第二骨盤上口に位する児体部^{なやす}輒く運動すべくして手を骨盤上口に沿て子宮内に送入すると大なる労力を要せざること是なり】(山崎,1878, p.68) とし、【故に回転術を行うに最良の時期は卵胞の尚完存し子宮口開大を終れる時なり故に産婆此回転術を行^{すなわ}ふべきに際しては決して此時期を失^{すなわ}う可^{べか}らず】(山崎,1878, p.69) とし、内回転術の条件は骨盤が十分に広く産婦に少しも害を及ぼすことなく手を挿入できること、骨盤上口部にある児体部が容易に動くことが可能なことであり、手を骨盤上口部に沿って子宮内に挿入すると大きな力が必要ないとしている。また卵胞が完全に残り、子宮口が全開大に近い時期が最も良い時期であり、産婆はこの時期を誤ってはならないことが記載されていた。内回転術実施前の準備については五百四十七條に【内回転術の準備は左の如し】として5項目が事細かに記載されていた。第1番目の準備として記載されていたことは【産婦及び其親族に此術の必要欠^{べか}可^{べか}らざること説諭し活発なる説話に由て産婦の努力を増さしむべし。但し親族に回転術の預後を告るに於ては己れの考案よりも悪く述べ置くべし】(山崎,1878, p.71) である。実施をする前に産婦とその家族に必要性を説明し、産婦が前向きな気持ちになれるように言葉かけを行いつつも、家族には最悪の事態についての説明を伝えておかななくてはならないということである。第2は【横臥床を製^{これ}し之を^{てきとう}適當なる位置に据えべし】(山崎,1878, p.71) とし、産婦を側臥位の適切な体位にすること、第3は【正規の分娩に要する諸器械ならひに生児の仮死及び母体の疾病を發するとき用^{すなわ}うべき薬品を備

うべし】(山崎,1878, p.72) とあり、正常分娩に必要なとする機械類並びに新生児の仮死および母体が急変したときに用いるべき薬品を準備することが書かれてある。第4は【導尿管にて尿を泄すべし又直腸に大便の結塊ありて且つ少時の猶予あるときには浣腸腸ちようを行ふて之を排泄すべし】(山崎,1878, p.72) とあり、導尿や浣腸で排泄を流してから実施することが書かれていた。そして、第5に【三人の介者を定め其二人は産婦の両脚を支持し他の一人は産婦の傍らに居らしめて産婦を慰勞せしむべし】(山崎,1878, p.72) とあり、3人の介助者が必要で、そのうち二人は産婦の両足を支え、もう一人が産婦のそばで励ますべきであることが記載されていた。さらに、五百四十七條の巻末には【全手術中産婆は尤も気を鎮め注意して之を行うべし。凡そ産婆の甚だ急卒なると狼狽するとは其の術を行うにあたりて大害を招くなかんづく基なり就中此害は回転術に於いて極めて烈しき者なり】(山崎,1878, p.73) とあり、術中の産婆は気を鎮めて行い、気を持ちようによって施術の結果に大害を招くことが記載されていた。

4) 【胎児を挽(娩)出して分産せしむる法】から読み解く産婆に求められていた術と役割

この術は、第一に【児足をもって胎児を挽(娩)出す手術】、第二に、【尾骶位置に於いて胎児を挽(娩)出す手術】について記載されており、2つの場面に分かれて術の説明がされていた。第一の適用は【凡そ回転術を危重なる障害のために行ふときは次で直ちに其児を挽(娩)出せざるべからず即ち此際およの回転術は唯胎児を挽(娩)出す準備と看做して可なり】、【本来取る所の骨盤位置に於て或は回転術に由て與べし骨盤位置に於て分娩の遲滞なるが為め或は他の偶然発せし事変の為めに産母若くは胎児の生命危険を起すときに此術を行う可し】(山崎,1878, p.94) とある。第二の適応は【此手術は尾骶位置を取る胎児の尾骶すでに骨盤内に下降するが為に下肢を挽(娩)出すこと能はずして危険症の続発せしときのみ要する術】(山崎,1878, p.113) とあり、生命の危機的状況がある時のみ要する術であると解説している。これらの具体的な手技についての説明は、例えば【軀幹の容易く産出せざるときは横径の向きに従ひ児脚を時計の揺子の如く運動して挽(娩)出

せば容易に肩甲まで産出することあり】(山崎,1878, p.105)、【示指或は示指と中指を通則に従い陰膣内に送入し次で其指を鉤状かぎじょうに曲げて胎児の鼠径壁に懸せんぜんけ、漸々挽(娩)力を強めて挽出すべし】(山崎,1878, p.114)、尾骶部がすでに陰門外に現出するときは【両手を支ゆべし示指は鼠径壁に止め両指の拇指を伸ばして仙骨の上に安置し其余指にては上腿及び其部に接したる足を持(じ)じ然る後に両手にて平等に挽(娩)出すべし】(山崎,1878, p.114) と使用する手を詳細に記載し説明していた。

IV. 考察

1) 明治初期の止むを得ない状況下における産婆に求められていた役割

明治初期の産婆のための教科書から読み解いた、止むを得ない時に産婆が行ってもよい術において、明治初期における産婆に求められていた役割は、「異常時の対応において、根拠をもって対応すること」、「産婦と家族に適切な説明を行い、協力して異常時の対応にあたること」、「産婆の手指を巧みに用いて事象を判断し、術を行う時期を的確に判断すること」であることが明らかとなった。そして、明治初期の出産において、止むを得ない状況の一つに、産婆が胎位異状分娩に遭遇した際に、母子の命を守るために、産婆が回転術の必要性を判断し、実施せざるを得ない状況があったと考えられる。末神(2016)は「明治時代の産婆は骨盤位であっても娩出前に診断し、予測をもって対処できる能力をもっている」(p.50)と述べており、明治期の産婆は骨盤位であることを産婆の手指で判断し、対処していたと考える。明治期においては、出産場所は自宅であり、出産になると産婆が産家に呼ばれ、そこではじめて産婆が横位や斜位といった胎位異常に遭遇し対応せざるを得ない状況があったことは『産婆學雑誌』においても記載されている。本来、回転術は医師が行う技術ではあるが、母子の生命を中心に考えたとき、産婆が行うのも止むを得ないと『朱氏産婆論』の翻訳者である、明治期の医師山崎元脩が考え、産婆が胎位異常を判断した後に対応できるように、回転術の技術と知識を記載したのではないかと考える。

2) 「異常時の対応において、根拠をもって対応すること」について

「異常時の対処法において、根拠をもって対応すること」であるが、『朱氏産婆論』では術の方法を記載するだけでなく、何故その方法をとるのかという理由を「故に」という表現を用いて外回転術と内回転術の章において説明されていた。明治33年に発行された『産婆学雑誌』では、日本産婆学協会設立の趣旨において分娩時の異常等を正すために「ただその唯其婦人をして常に其身體の攝養殊に分娩時の攝養法を知悉せしめ、且其任に當るべき産婆をして十分に其知識を習得して其務を盡さしむるにあり」（産婆学雑誌第一号,1900）とあり、「産婆に十分な知識を習得させてその仕事に尽力させることにある」（産婆学雑誌研究会,2017, p.4）と記載されている。このことから、当時の産婆は手技だけを行うのではなく、何故そのような時期にそのような方法を行うのかといった根拠を理解して実践することが求められていたのではないかと考えられる。

3) 「産婦と家族に適切な説明を行い、協力して異常時の対応にあたること」について

五百四十七條の内回転術の施術においては、「産婦と家族に適切な説明を行い、協力して異常時の対応にあたること」について触れられていた。この項目が1番目に必要なこととして記載されていたことから、産婦と家族への説明が非常に大事なこととして認識されていたのではないかと考える。また、内回転術を行う際に「もう一人が産婦のそばにいて慰労するべき」と産婦を励ます必要性があることが書かれていた。柳原(2008)は明治初期の産婆と今日の助産師の職業倫理を比較し、両時代ともに『対象者の尊重』が共通しており内容に差異はあるが、100年以上前であっても必要とされる要件は連綿と続いていると述べている。『朱氏産婆論』巻之八からも対象者を尊重する役割が読み取れた。そしてどのような緊急場面においても、決して産婦と家族への説明は蔑ろにせず、あわてふためくことなく心を鎮めて産婦とその家族の協力を得て、冷静に必要な処置にあたることは、現代も明治の時代も変わらず行われていることであるといえる。また、内回転術を行うには、3人の介助者が必要であった。この時代は一つの区

に産科医は数名しかおらず(小川,2018)、『朱氏産婆論』においても「産科医が容易に招くことができない土地においては」(山崎,1878, p.54)と記載されていたことから、産婆に託せざるを得ない状況、すなわち医師数や交通環境等の地域差で、医師をすぐに呼ぶことができない環境であったと考えられる。そのため、異常時においては、家族の協力を得ることも必要であったと考えられる。異常の状況を判断し、この異常な状況を誰がどのように動いて対応するかと、俯瞰的にとらえ、手指を動かしながら、家族や人の協力を巧みに得るということが求められていたのではないかと考えられる。

4) 「産婆の手指を巧みに用いて事象を判断し、術を行う時期を的確に判断すること」について

「産婆の手指を巧みに用いて事象を判断し、術を行う時期を的確に判断すること」では、『朱氏産婆論』巻之八では、回転術の手法については多くの頁にわたって記述されていることから、いかに詳細に記述されている文献であるかその分量から想像できる。月澤は(2015)、『朱氏産婆論』の翻訳については、「翻訳チームが実践場面をシミュレーションしながら討論し、理解・納得した上で記述したことが何われ、これを元に、産婆自身が実技実践できるような配慮がされている」(p.382)と述べている。回転術は危重でなる障害のために行うとされており、非常に危険な状況下において実施される術であることから、産婆がこの術を的確に実践できることが重要であり、そのために詳細に記載されていたと考える。月澤氏が述べる通り介助者の5本の指の使い方から配置する場所、その理由までもが詳細に記載されるだけではなく、「指を鉤状にまげて」、や「児脚を時計の振り子の如く」と物に例え術者がイメージしやすいよう説明がなされていた。さらに手技だけでなく、産婦の体位、術のタイミングや、行うにあたっての注意点を併せて詳細に記載していた。そして娩出介助をする中で、誤った娩出方法による胎児への影響についても論理的に記載されており、推奨される娩出方法について記載されていた。産婆はこの書物から得た論理的な知識と従来から持っていた技を使い、止むを得ない状況下において、回転術を実施していたと考える。月澤(2015)は「明治初期の日本の産

婆は、近代医学の心得のある産科医が存在しない緊急時には、産婦と胎児を救えるように、確かな知識と技術を身につけておくように、求められていた」(p.382)と述べており、明治初期において異常産は産科医の管理の範囲と位置づけたい一方で、止むを得ない時には産婆が対応しなくてはならない状況があり、またその高度な技術を実践できる産婆の存在があった。

V. 結語

『朱氏産婆論』 卷之八において明治期の産婆に求められていた技や役割は、明治期の医師が実施する「臍帯や四肢の復帰術」や「回転術」、「胎児の娩出術」という術を母子の生命を守るために産婆が実践し、その術を行う時期を的確に判断し根拠をもって行うことであった。また、現代と同様に産婦やその家族への説明を十分に行い産婦を尊重したケアが行われていたと考えられる。明治期のこうした源流を持って、医師とも重なる実践を行う産婆の役割や専門性は現在の助産師にも繋がってきていると考える。

利益相反

本論文内容に関する利益相反事項はない。

なお本研究は、2017～2019年度科学研究費助成基盤(C)「明治期に見る『産婆』の名称変更からみた助産観の変遷(研究代表者高田昌代)」の一部として、実施した。

謝辞

本研究を行うにあたり、産婆学研究会の皆様、また研究会に寄り沿い、本研究の着想段階から発表まで、多くの示唆をいただいた吉村典子氏に感謝致します。

引用・参考文献

青木康子(2002). 助産師業務要覧. 東京: 日本看護協会.
奥山葉子, 藤井ひろみ, 高田昌代他(2018). 明治34年の『産婆学雑誌』に報告された産後出血の記事からみた産婆の知識と実技. 神戸市看護大学紀要, 22, 25-32.

大出春江(2008). 性と出産の近代と社会統制: 雑誌メディアからみた衛生観念・家族規範・国民意識の形成とその回路. 国立歴史民俗博物館研究報告, 141, 323-354.
小川圭子(2018). 明治前期内務省免状産婆の活動実態と役割: 東京府と神奈川県の事例を中心に. 日本看護歴史学会誌, 31, 100-113.
楠田謙藏(1900). 日本産婆学協会設立の趣旨. 産婆学雑誌. 第1号, 2-5.
末神純子, 吉川恵理, 奥山葉子他(2016). 産婆学雑誌にみる骨盤位分娩の事例における産婆の役割. 兵庫県母性衛生学会誌, 25, 48-50.
月澤美代子(2015). 明治初期日本における認定産婆教育の導入: 東京府病院刊行『朱氏産婆論』のドイツ語原著“Lehrbuch der Hebammenkunst”との比較分析と同時代史的背景. 日本医史学雑誌, 61(4), 373-391.
産婆学雑誌研究会(2017). 産婆学雑誌第十三号～第二十四号: 原文・現代語訳集. 兵庫県: 産婆学雑誌研究会.
産婆学雑誌研究会(2019). 産婆学雑誌第一号～第十二号: 原文・現代語訳集. 兵庫県: 産婆学雑誌研究会.
高橋みや子(1990). 朱氏産婆論の翻訳と府県への寄贈. 千葉大学看護学部紀要, 12, 39-51.
柳原真知子, 大石時子, 林佳子(2008). 日本における近代産婆の職業倫理についての一考察: 明治期の産婆テキストの比較を通して. 天使大学紀要, 8, 73-83.
山崎元脩, 小林義直(1878). 朱氏産婆論卷之八, 東京: 東京府病院.

